大阪市立東井高野小学校　学校協議会傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪市立東井高野小学校　学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第２条　傍聴を認める定員は 10 名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

２　会議を傍聴しようとする者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

（傍聴者の守るべき事項）

第３条　傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

(1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

(3) 飲食又は喫煙をしないこと

(4) 携帯電話などは受信音を出さないこと

(5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第４条　傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長(会長)はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。